

相模原市監査委員公表第25号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき総務局を対象に監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年12月25日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 久保田 浩 孝

同 大 槻 和 弘

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

### 2 監査の実施日程

令和2年8月5日から同年12月24日まで

### 3 監査の対象

#### (1) 対象部局

総務局

#### (2) 対象年度

令和2年度。ただし、必要に応じて令和元年度以前分を対象とした。

## 第2 財務監査

### 1 監査対象事務及び監査実施課

これまでの監査結果を踏まえ、指摘事項等があった事務事業及び科目並びに予算の執行状況を考慮し、執行済額が高額な事務事業及び科目等から選定した。

監査対象事務	監査実施課
(1) 報酬の支出に関する事務	職員課
(2) 需用費(消耗品費)の支出に関する事務	情報政策課
(3) 委託料の支出に関する事務	総務法制課、情報公開課、職員厚生課
(4) 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務	総務法制課

### 2 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
( 1 ) 報酬の支出に関する事務	算定及び支出が適正に行われないリスク	<p>ア 支給金額は、関係規定又は合理的な基準に基づいているか。</p> <p>イ 金額積算の根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。</p> <p>ウ 支給額から源泉徴収すべき税金等の控除及び納付は適正に行われているか。</p>
( 2 ) 需用費(消耗品費)の支出に関する事務	<p>契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク</p> <p>支出が適正に行われないリスク</p>	<p>ア 契約相手方の選定方法は適切か。</p> <p>イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</p> <p>ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。</p> <p>エ 支出は適正な時期に行われているか。</p>
( 3 ) 委託料の支出に関する事務	<p>契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク</p> <p>支出が適正に行われないリスク</p>	<p>ア 契約相手方の選定方法は適切か。</p> <p>イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</p> <p>ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。</p> <p>エ 支出、精算報告は適正な時期に行われているか。</p>
( 4 ) 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務	算定及び支出が適正に行われないリスク	<p>ア 算定及び支出は適正に行われているか。</p> <p>イ 交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。</p>

### 3 主な監査手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。

## (1) 書面調査

事務事業が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

### ア 報酬の支出に関する事務

出勤簿兼勤務状況報告書、通勤届、源泉徴収税額表、健康保険・厚生年金保険料額表、支出負担行為兼支出命令書 等

### イ 需用費(消耗品費)の支出に関する事務

見積書、入札結果報告書、随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書、支出負担行為書、契約書、仕様書、納品書、支出命令書、請求書 等

### ウ 委託料の支出に関する事務

見積書、入札結果報告書、随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書、支出負担行為書、契約書、仕様書、業務委託報告書、支出命令書、請求書 等

### エ 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

交付申請書、交付決定通知書、支出負担行為書、実績報告書、支出命令書、交付請求書、精算命令書、額確定通知書 等

## (2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

## (3) ヒアリング

総務法制課及び情報政策課の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解等を聴取した。

## 4 監査の結果

総務局における財務に関する事務の執行について、監査基準及び令和2年度財務監査及び行政監査(第2期：総務局)実施計画に基づき監査した限りにおいて、おおむね良好と認められた。

## 5 意見

情報政策課の「情報通信技術に関するレポート閲覧及びアドバイザーサービスライセンス」の契約について、この契約の主な内容は、相手方の所有する

レポートの閲覧と本市のICTの活用推進に関するアドバイスを受けるというものであるが、販売形式がライセンス販売であることから支出科目は需用費(消耗品費)となっていた。

地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)別記「歳出予算に係る節の区分」備考には「節及びその説明により明らかでない経費については、当該経費の性質により類似の節に区分整理すること」とされており、当該支出科目についてはその性質により区分すべきものである。

また、同課におけるソフトウェア等のライセンス契約一般もライセンス販売という理由により需用費(消耗品費)となっていた。

ソフトウェア等のライセンス契約の費用に係る支出科目については、庁内での統一性が必要と考えられるため、情報システムに関する支援等を所掌する情報政策課において、契約に係る調査及び指導を所掌する契約課、支出負担行為の確認及び支出命令等の審査を所掌する会計課等と協議の上、その性質に着目し考え方を整理することを検討されたい。

### **第3 行政監査(重点調査項目)**

#### **1 監査の調査項目**

重点調査項目として「監査の結果に基づき措置が講じられた事項等について」をテーマに定め、監査を行った。

#### **2 監査の目的**

地方自治法第199条第14項の規定により、監査委員から監査の結果に関する報告を受けた市長等が当該監査の結果に基づき措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならないとされている。

しかしながら、過去に指摘された事項については是正又は改善の措置を講じたとして通知があったにもかかわらず、後年度の監査において依然として同様の不適正な事務処理が判明するといった事態が生じている状況にある。監査の指摘事項等については全庁周知を行うとともに、指摘が多い事項について研修、事務点検等により対応が図られているところではあるが、過去の監査結果が教訓として生かされていないと言わざるを得ず、是正又は改善のための取組等が継続して実施されていないことは更に重大な事務処理誤りにつながり、市政に

対する市民の信頼を著しく損なうことになりかねない。

こうしたことから、指摘事項等に対して講じられた措置が継続的に実施されているかを主眼に調査検証を行うことにより、適正な事務の執行を確保し、内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に資することを目的として行政監査を実施した。

### 3 監査対象事務及び監査実施課

監査対象部局に対して平成29年度及び令和元年度に実施した財務監査及び行政監査の結果を考慮し、選定した。

#### (1) 委託料の支出に関する事務

監査実施課	指摘事項等の概要	措置等の概要
情報公開課	・ 契約締結日の遅延	現在使用しているチェックリストに契約日に係る確認項目を追加 契約に関する通知等をまとめた「契約時確認書類綴り」の常時参照によるチェック体制の強化、複数人による確認の徹底 課内会議等の場における契約事務に関する意識啓発等の実施
職員厚生課	・ 契約相手方からの点検報告書類の一部提出漏れ	報告書決裁時の仕様書との照合確認の徹底 点検作業の実施前及び実施後の確認徹底

#### (2) 職員研修に係る事務

監査実施課	指摘事項等の概要	措置等の概要
職員課(職員研修所)	・ 職員意識調査において、必要とする研修を「受講できている」と回答した職員は約半数 ・ 受講できない理由として職場環境を挙げる職員が最多	統合文書システムによる職員研修計画の全所属長への送付 職員研修所ポータルを活用による研修関係情報の積極的発信 職場環境改善や人材育成の重要性の認識を深めるための研修実施 各局・部等との連携強化による充実した職場研修実施の支援

#### 4 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

リスク	主な着眼点
指摘事項等となった不適正な事務処理が再発するリスク	(1) 指摘事項等となった不適正な事務処理が発生した原因の分析がなされているか。 (2) 規則、要綱等に基づき事務処理の手順が適切に整備され運用されているか。 (3) 決裁責任者の決裁や確認がなされているか。 (4) 制度、法令、規則等への理解を深める取組がなされているか。 (5) 人事異動や組織改正等に伴う引継ぎは適切に行われているか。

#### 5 主な監査手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。

##### (1) 書面調査

講じられた措置等が継続して取り組まれ、事務事業が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

##### ア 委託料の支出に関する事務

前回指摘事項等の改善状況、入札結果報告書、契約書、仕様書、業務委託報告書 等

##### イ 職員研修に係る事務

前回指摘事項等の改善状況、職員研修所ポータル、相模原市職員研修計画、実施報告書 等

##### (2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

#### 6 監査の結果

今回の行政監査において、総務局における平成29年度財務監査及び行政監査の結果に基づき措置等が講じられた事項について、是正又は改善のための取組等が継続して実施され、適正な事務の執行が確保されているかを主眼として

書面調査及び聞き取り調査を実施した。

その結果、監査基準及び令和2年度財務監査及び行政監査(第2期：総務局)実施計画に基づき監査した限りにおいて、指摘事項等となった不適正な事務処理について、その発生原因の分析は適切に行われ、組織としての事務管理・執行体制の見直しが適切に実施されていたことを確認した。なお、令和2年度の職員研修所が実施する研修については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止されたものもあったが、実施時期の延期及び対面から動画視聴等への実施方法の変更により8割程度が実施される予定である。

引き続き、関係諸規程に準拠した適正な事務の執行に努めるとともに、内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に向けた取組をより一層進められたい。